

# 美術品補償制度関係データ

## <目次>

美術品補償制度適用展覧会一覧	1
美術品補償制度適用展覧会の開催館一覧	4
美術品補償制度適用展覧会の地域別・国公私立別開催回数	6
美術品補償制度適用展覧会の開催館分布	7
美術品補償制度適用展覧会における保険料軽減状況	8
美術品補償制度適用展覧会における国民的利益の還元の取組	9
海外から美術品を借り受けて行う展覧会数	10
海外から美術品を借り受けて行う展覧会(総評価額50億円以上)における	11
美術品補償制度の活用状況	
中・小規模展覧会の主催者の美術品補償制度へのニーズ	12
中・小規模展覧会の主催者における海外から美術品を借り受けて行う展覧会の開催状況	15
海外美術館等への制度の適用状況	16
美術品補償制度を適用する際の保険料軽減のイメージ	18

# 美術品補償制度適用展覧会一覧

- 制度発足以来、3年で16件(平成26年11月1日現在)の展覧会に美術品補償制度を適用している。

No.	展覧会名	主催者	会場 (会期)
1	プラド美術館所蔵 ゴヤ 光と影	国立西洋美術館 読売新聞社	国立西洋美術館 (平成23年10月22日～平成24年1月29日)
2	生誕100年 ジャクソン・ポロック展	愛知県美術館 東京国立近代美術館 読売新聞社	愛知県美術館 (平成23年11月11日～平成24年1月22日) 東京国立近代美術館 (平成24年2月10日～平成24年5月6日)
3	特別展 「北京故宮博物院200選」	東京国立博物館 朝日新聞社 NHK NHKプロモーション	東京国立博物館 (平成24年1月2日～平成24年2月19日)
4	カミーユ・ピサロと印象派 永遠の近代	有限会社アルティス 宇都宮美術館 兵庫県立美術館 産経新聞社大阪本社	宇都宮美術館 (平成24年3月24日～平成24年5月27日) 兵庫県立美術館 (平成24年6月6日～平成24年8月19日)
5	セザンヌ ～パリとプロヴァンス～	国立新美術館 日本経済新聞社	国立新美術館 (平成24年3月28日～平成24年6月11日)
6	国立トレチャコフ美術館所蔵 レーピン展	Bunkamura ザ・ミュージアム 浜松市美術館 姫路市立美術館 神奈川県立近代美術館 株式会社アートインプレッション	Bunkamura ザ・ミュージアム (平成24年8月4日～10月8日) 浜松市美術館 (平成24年10月16日～12月24日) 姫路市立美術館 (平成25年2月16日～3月30日) 神奈川県立近代美術館 葉山 (平成25年4月6日～5月26日)

No.	展覧会名	主催者	会場 (会期)
7	リヒテンシュタイン 華麗なる公爵家の秘宝	国立新美術館 高知県立美術館 京都市美術館 朝日新聞社 東映	国立新美術館 (平成24年10月3日～12月23日) 高知県立美術館 (平成25年1月5日～3月7日) 京都市美術館 (平成25年3月19日～6月9日)
8	特別展 「中国 王朝の至宝」	東京国立博物館 神戸市立博物館 名古屋市博物館 九州国立博物館 NHK NHKプロモーション 毎日新聞社	東京国立博物館 (平成24年10月10日～12月24日) 神戸市立博物館 (平成25年2月2日～4月7日) 名古屋市博物館 (平成25年4月24日～6月23日) 九州国立博物館 (平成25年7月9日～9月16日)
9	ラファエロ	国立西洋美術館 読売新聞社	国立西洋美術館 (平成25年3月2日～6月2日)
10	Francis Bacon 展	東京国立近代美術館 豊田市美術館 日本経済新聞社	東京国立近代美術館 (平成25年3月8日～5月26日) 豊田市美術館 (平成25年6月8日～9月1日)
11	「印象派を超えて一点描の画家たち ～ゴッホ、スーラからモンドリアンまで」	国立新美術館、NHK、NHKプロモーション、東京新聞 広島県立美術館、NHK広島放送局、中国新聞社 愛知県美術館、NHK名古屋放送局、NHKプラネット中部、中日新聞社	国立新美術館 (平成25年10月4日～12月23日) 広島県立美術館 (平成26年1月2日～2月16日) 愛知県美術館 (平成26年2月25日～4月6日)
12	特別展「上海博物館 中国絵画の至宝」	東京国立博物館	東京国立博物館 (平成25年10月1日～11月24日)

No.	展覧会名	主催者	会場 (会期)
13	オルセー美術館展 印象派の誕生 —描くことの自由—	国立新美術館 読売新聞東京本社	国立新美術館 (平成26年7月9日～10月20日)
14	特別展「台北 國立故宮博物院 一神品至宝一」	東京国立博物館、九州国立博物館、日本放送協会、NHKプロモーション、読売新聞東京本社、産業経済新聞社、フジテレビジョン、朝日新聞社、毎日新聞社	東京国立博物館 (平成26年6月24日～9月15日) 九州国立博物館 (平成26年10月7日～11月30日)
15	現代美術のハードコアはじつは世界の宝である展—ヤゲオ財団コレクションより	東京国立近代美術館 名古屋市美術館 広島市現代美術館 京都国立近代美術館	東京国立近代美術館 (平成26年6月20日～8月24日) 名古屋市美術館 (平成26年9月6日～10月26日) 広島市現代美術館 (平成26年12月20日～平成27年3月8日) 京都国立近代美術館 (平成27年3月31日～5月31日)
16	ホイッスラー展	京都国立近代美術館 横浜美術館 NHK NHKプロモーション	京都国立近代美術館 (平成26年9月13日～11月16日) 横浜美術館 (平成26年12月6日～平成27年3月1日)

(平成26年11月1日現在)

# 美術品補償制度適用展覧会の開催館一覧

- 制度発足以来、22館の美術館・博物館が、美術品補償制度の適用を受けた展覧会を延べ34回開催している。

No.	地域	開催館	種別	展覧会名
1	東京都	東京国立博物館	国立	特別展「北京故宮博物院200選」 特別展「中国 王朝の至宝」 特別展「上海博物館 中国絵画の至宝」 特別展「台北 國立故宮博物院－神品至宝－」
2		東京国立近代美術館	国立	生誕100年 ジャクソン・ポロック展 フランス・ベーコン展 現代美術のハードコアはじつは世界の宝である展 —ヤゲオ財団コレクションより
3		国立新美術館	国立	セザンヌ 一パリとプロヴァンス リヒテンシュタイン 華麗なる公爵家の秘宝 印象派を超えて一点描の画家たち ～ゴッホ、スーラからモンドリアンまで オルセー美術館展 印象派の誕生－描くことの自由－
4		国立西洋美術館	国立	プラド美術館所蔵 ゴヤ 光と影 ラファエロ
5		Bunkamura ザ・ミュージアム	私立	国立トレチャコフ美術館所蔵 レーピン展
6	栃木県	宇都宮美術館	公立	カミーユ・ピサロと印象派 永遠の近代
7	神奈川県	神奈川県立近代美術館 葉山	公立	国立トレチャコフ美術館所蔵 レーピン展
8		横浜美術館	公立	ホイッスラー展
9	静岡県	浜松市美術館	公立	国立トレチャコフ美術館所蔵 レーピン展
10	愛知県	愛知県美術館	公立	生誕100年 ジャクソン・ポロック展 印象派を超えて一点描の画家たち ～ゴッホ、スーラからモンドリアンまで
11		名古屋市博物館	公立	特別展「中国 王朝の至宝」
12		豊田市美術館	公立	フランス・ベーコン展
13		名古屋市美術館	公立	現代美術のハードコアはじつは世界の宝である展 —ヤゲオ財団コレクションより

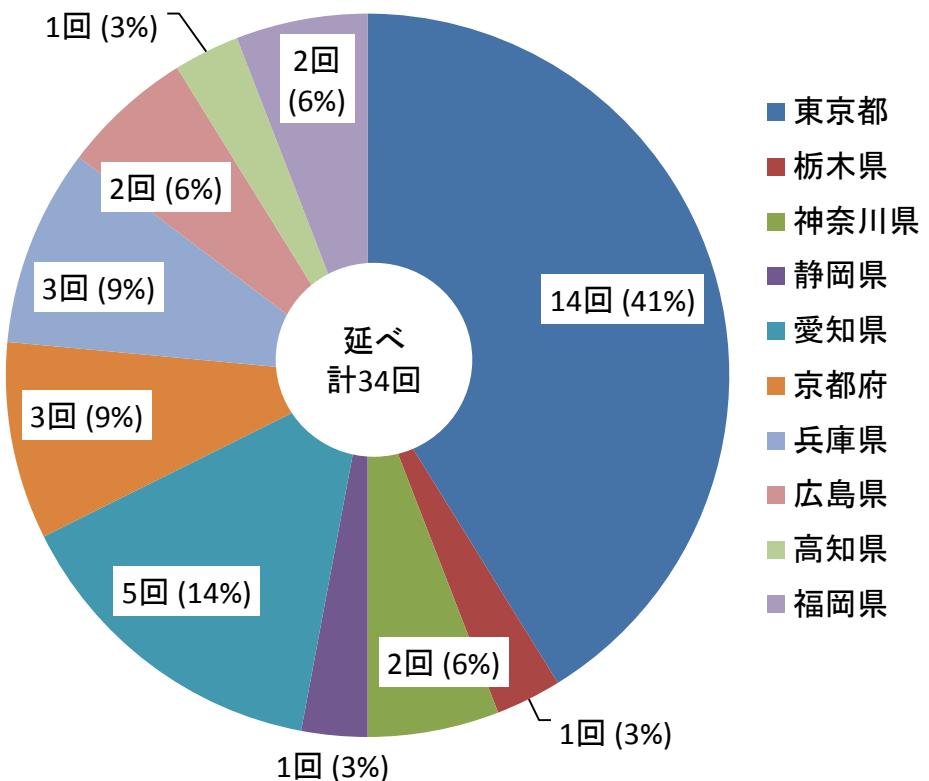
No.	地域	開催館	種別	展覧会名
14	京都府	京都市美術館	公立	リヒテンシュタイン 華麗なる公爵家の秘宝
15		京都国立近代美術館	国立	ホイッスラー展 現代美術のハードコアはじつは世界の宝である展 —ヤゲオ財団コレクションより
16	兵庫県	兵庫県立美術館	公立	カミーユ・ピサロと印象派 永遠の近代
17		神戸市立博物館	公立	特別展「中国 王朝の至宝」
18		姫路市立美術館	公立	国立トレチャコフ美術館所蔵 レーピン展
19	広島県	広島県立美術館	公立	印象派を超えて一点描の画家たち ～ゴッホ、スーラからモンドリアンまで
20		広島市現代美術館	公立	現代美術のハードコアはじつは世界の宝である展 —ヤゲオ財団コレクションより
21	高知県	高知県立美術館	公立	リヒテンシュタイン 華麗なる公爵家の秘宝
22	福岡県	九州国立博物館	国立	特別展「中国 王朝の至宝」 特別展「台北 國立故宮博物院－神品至宝－」

(平成26年11月1日現在)

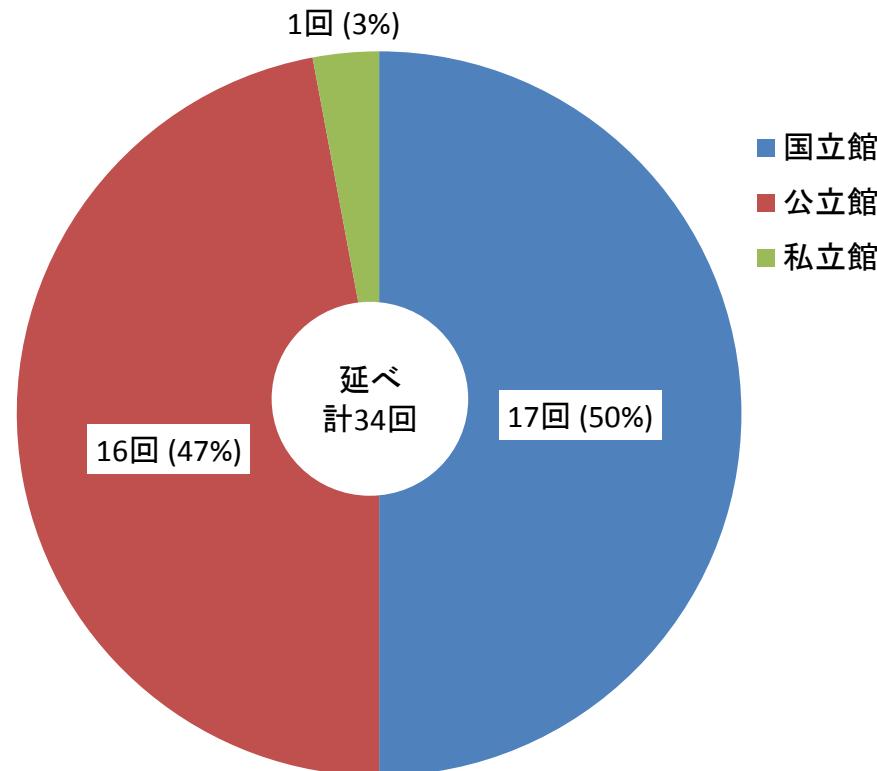
# 美術品補償制度適用展覧会の地域別・国公私立別開催回数

- 制度適用展覧会の開催回数を開催館の地域別に見ると、東京都が14回と最も多い。
- 制度適用展覧会の開催回数を開催館の国公私立別に見ると、国立館と公立館はほぼ同数となっている。

制度適用展覧会開催回数(地域別)



制度適用展覧会開催回数(国公私立別)

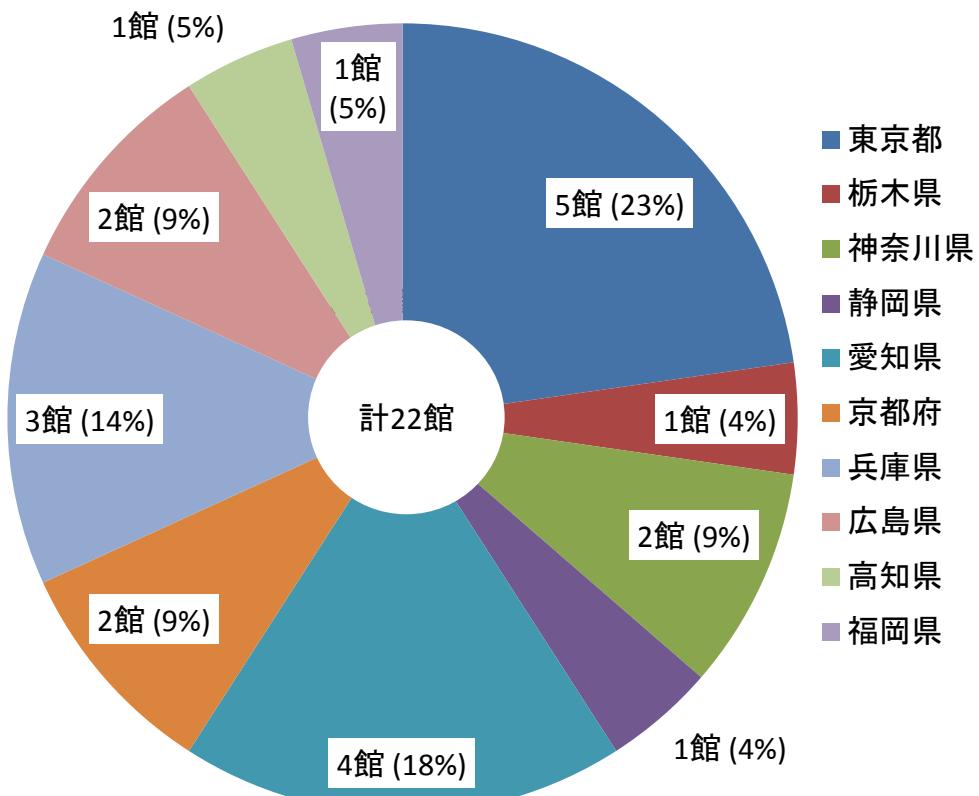


(平成26年11月1日現在)

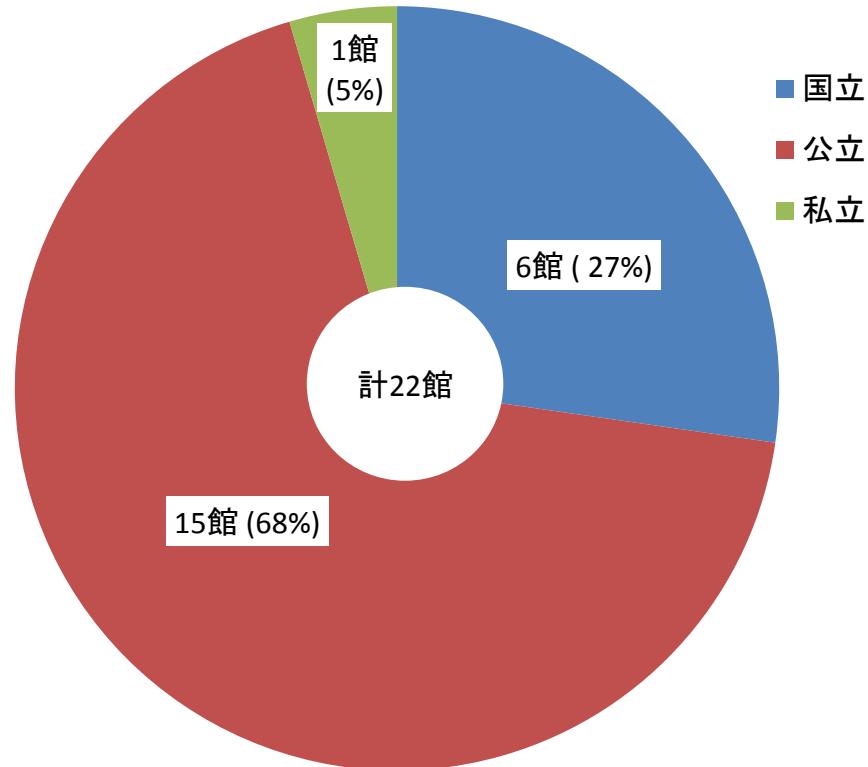
# 美術品補償制度適用展覧会の開催館分布

- 制度適用展覧会の開催館全22館を地域別に見ると、東京都が5館と最も多い。
- 制度適用展覧会の開催館全22館を国公私立別に見ると、公立館が15館と最も多い。

開催館(地域別)



開催館(国公私立別)



(平成26年11月1日現在)

## 美術品補償制度適用展覧会における保険料軽減状況

- 補償対象美術品の総評価額が500億円を超えるような大規模展覧会では、おおむね5割程度保険料が軽減されている。

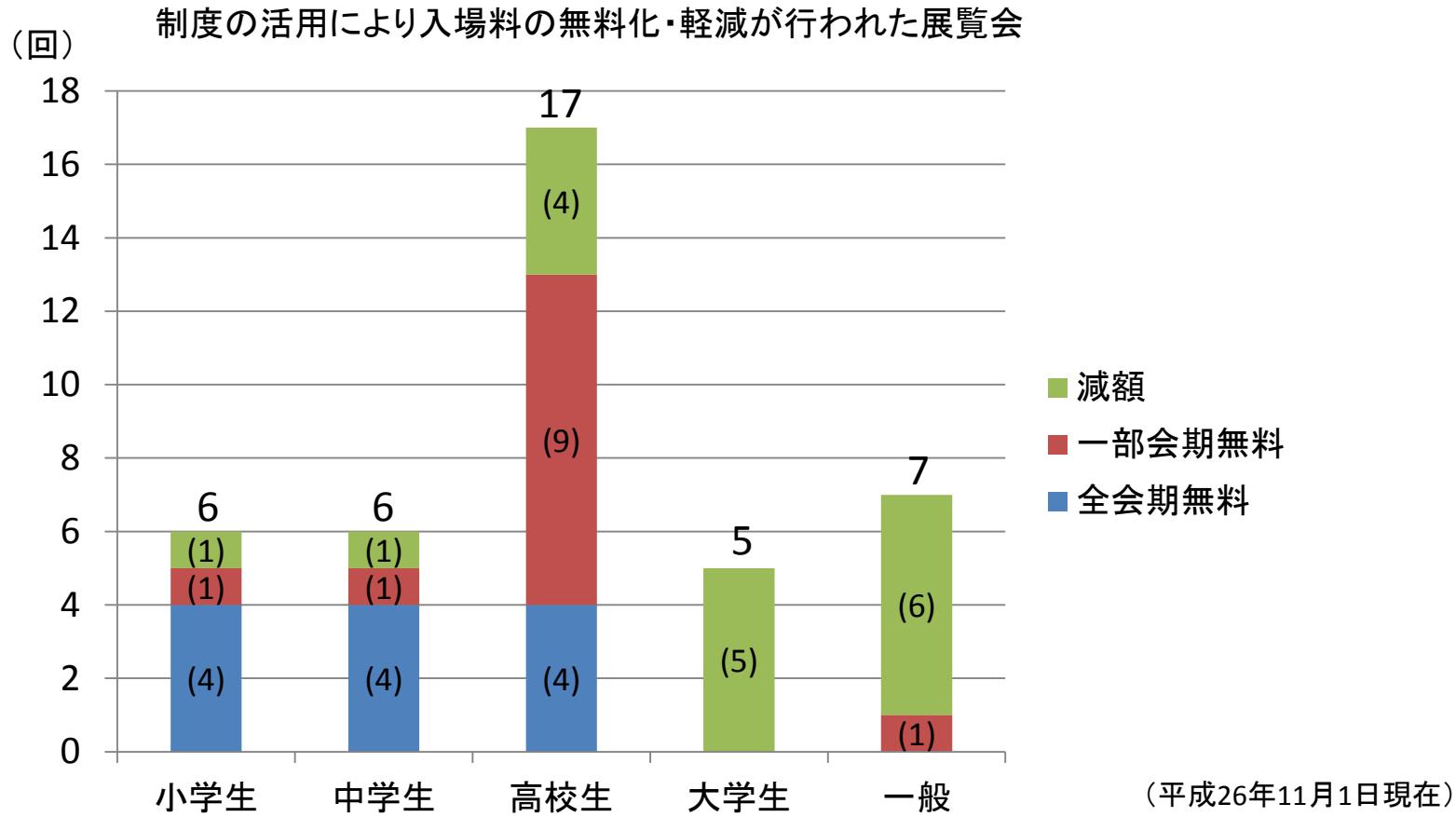
補償対象美術品総評価額	保険料軽減額	保険料軽減率
500億円以上	平均約3,800万円	平均約50%
200億円～500億円未満	平均約3,400万円	平均約50%
50億円～200億円未満	平均約1,000万円	平均約40%

(平成26年11月1日現在)

- ※ 補償対象美術品総評価額は、補償契約締結申請書における「借り受ける美術品に関する事項」等に記載されたデータを抜粋。
- ※ 保険料軽減額及び保険料軽減率は、補償契約締結申請書における「補償制度の活用による国民的利益」に記載されたデータを抜粋。
- ※ 保険料は、展覧会の内容や規模、保険会社の方針等によって異なる。
- ※ 保険料軽減額及び保険料軽減率は、平成26年11月1日現在、補償契約を締結している展覧会16件について算出。

# 美術品補償制度適用展覧会における国民的利益の還元の取組

- 美術品補償制度を適用した展覧会(延べ34回)においては、制度の活用による国民的利益の還元に関する取組として入場料の無料化・軽減が行われており、特に高校生については、17の展覧会で入場料の無料化・軽減が行われている。



※ 補償契約を締結した展覧会のうち、制度の活用により軽減された保険料の使途として、入場料の無料化や軽減措置が行われた又は行われる予定の展覧会を計上(巡回展についても、会場ごとに1回と数える)。

※ 上記に計上したもの以外に、国立美術館等、制度活用にかかわらず通常全会期の中学生以下の入場料を無料としている施設における展覧会があるが、制度活用により実施したものではないため、上記には含めていない。

## 海外から美術品を借り受けて行う展覧会数

○平成24年度

(回)

50億円以上 50億円未満	40億円以上 40億円未満	30億円以上 40億円未満	20億円以上 30億円未満	10億円以上 20億円未満	1億円以上 10億円未満	1億円未満
74 (26%)	7 (2%)	16 (6%)	9 (3%)	14 (5%)	51 (18%)	112 (40%)

○平成25年度

(回)

50億円以上 50億円未満	40億円以上 40億円未満	30億円以上 40億円未満	20億円以上 30億円未満	10億円以上 20億円未満	1億円以上 10億円未満	1億円未満
63 (23%)	4 (1%)	25 (9%)	13 (5%)	13 (5%)	50 (19%)	103 (38%)

○平成26年度（実施予定含む）

(回)

50億円以上 50億円未満	40億円以上 40億円未満	30億円以上 40億円未満	20億円以上 30億円未満	10億円以上 20億円未満	1億円以上 10億円未満	1億円未満
65 (27%)	6 (2%)	7 (3%)	9 (4%)	17 (7%)	38 (16%)	98 (41%)

○平成27年度（実施予定）

(回)

50億円以上 50億円未満	40億円以上 40億円未満	30億円以上 40億円未満	20億円以上 30億円未満	10億円以上 20億円未満	1億円以上 10億円未満	1億円未満
42 (22%)	6 (3%)	2 (1%)	9 (5%)	17 (9%)	31 (16%)	83 (44%)

※ 全登録博物館・博物館相当施設(1,100館)及び主な新聞社・テレビ局等(27社)に対し、平成24年度～平成27年度における海外から美術品を借り受けて行う展覧会の件数及び金額について調査を実施し、計678館・社(664館、14社)から回答があった。(調査期間:平成26年5月9日～5月23日 有効回答率:60%)

※ 巡回展は会場ごとに1回と数える。回数は延べ数であり、複数の主催者による展覧会が重複して計上されている場合がある。

※ 評価額を非公表としている美術館・博物館(10館)や未回答の美術館・博物館・新聞社・テレビ局(426館・13社)があったため、これらの展覧会については未計上。

# 海外から美術品を借り受けて行う展覧会(総評価額50億円以上)における 美術品補償制度の活用状況

	50億円以上の展覧会	うち補償契約を締結した 展覧会(%)
H23年度	15件	5件(33%)
H24年度	17件	5件(29%)
H25年度	24件	4件(17%)
H26年度	20件	2件 ※H26.11.1現在

※ 50億円以上の展覧会の件数は、当該年度中に補償契約を締結する対象となり得る展覧会を集計している。このため、各年度とも、当該年度の4～5月に開催される展覧会は対象から除外し、翌年度の4～5月に開催される展覧会は、当該年度中に補償契約を締結する必要があることから、当該年度の対象展覧会として計上している。ただし、制度が発足した平成23年度は、平成23年9月から平成24年5月までに開催される展覧会を計上し、平成25年度は平成25年6月から平成26年6月までに開催される展覧会を計上している。

※ 10ページの「海外から美術品を借り受けて行う展覧会数」の50億円以上の展覧会回数と数字が一致しないのは、上記では巡回展を会場ごとに1回と数えるのではなく、巡回展をまとめて1件と数え、かつ複数の主催者による展覧会の重複計上を排除しているためである。

※ 補償契約を締結した展覧会の件数は、当該年度に補償契約を締結した展覧会の件数。

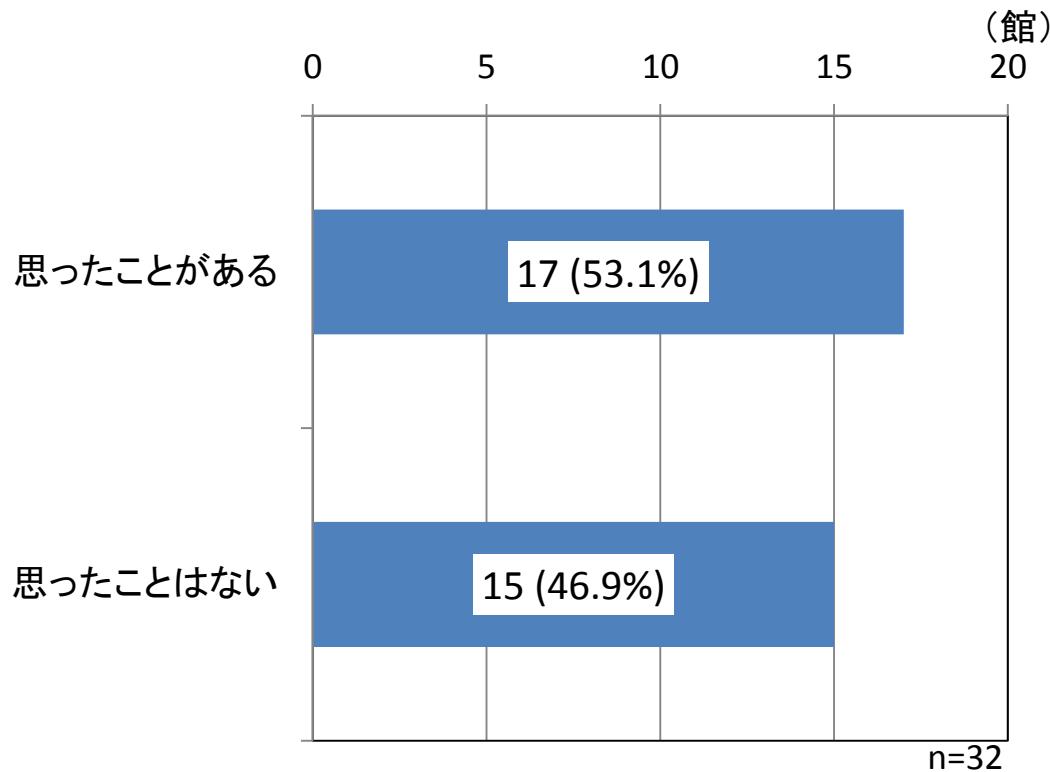
※ 50億円以上の展覧会の件数について、平成23年度の展覧会は、全国美術館会議に加盟する館(全361館)及び主なマスコミ(9社)に対し、調査を実施(平成22年12月3日)し、平成24年度以降は、海外から美術品を借り受けて行う展覧会の開催実績のある主要な館及びマスコミ・企画会社に対し、調査を実施。

- ・平成24年度展覧会調査 60館、26社(平成23年10月7日実施)
- ・平成25年度展覧会調査 68館、27社(平成24年8月30日実施)
- ・平成26年度展覧会調査 70館、27社(平成25年11月1日実施)

## 中・小規模展覧会の主催者の美術品補償制度へのニーズ①

- 海外から美術品を借り受けて中・小規模の展覧会を行う美術館・博物館においては、現行の美術品補償制度を利用しようと思ったことがある者と思ったことがない者がほぼ同数。

■ 現行の美術品補償制度を利用したいと思ったことがあるか。



### 【利用したいと思わない主な理由】

- ・ 作品総評価額が50億円を超える展覧会を開催したことがない
- ・ 作品総評価額が50億円を開催するだけの予算がない
- ・ 企画会社や複数の巡回館を取りまとめるなどの運用ノウハウがない
- ・ 制度内容、申込み手続などがよくわからない
- ・ 申請が複雑で手間がかかる

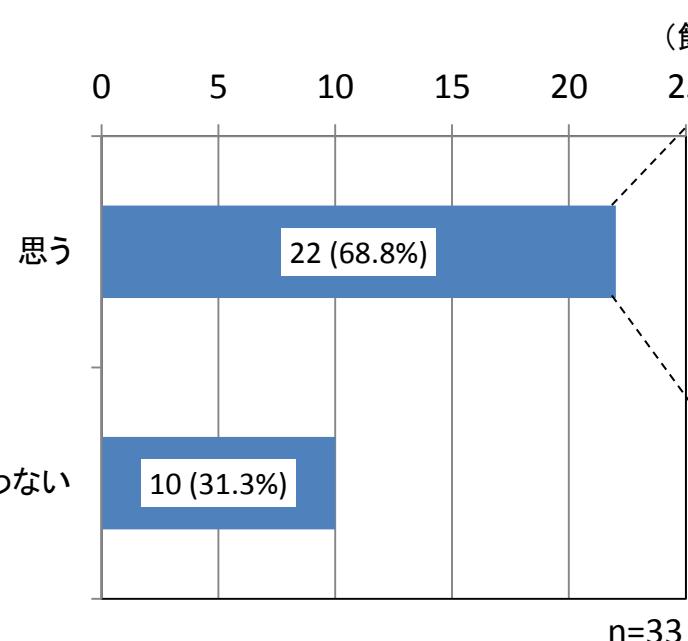
※ 全登録博物館・博物館相当施設(1,100館)及び主な新聞社・テレビ局等(27社)に対し、平成24年度～平成27年度における海外から美術品を借り受けて行う展覧会の件数及び金額について調査(計678館・社から回答(有効回答率60%)。調査期間:平成26年5月9日～5月23日)。

上記結果は、回答があった館・社のうち、作品総評価額が1億円以上50億円未満の展覧会を実施していると回答した71館に対して、海外美術品を主とした展覧会に関するアンケートの調査結果(計32館から回答(有効回答率46%)。調査期間:平成26年7月25日～8月8日)。

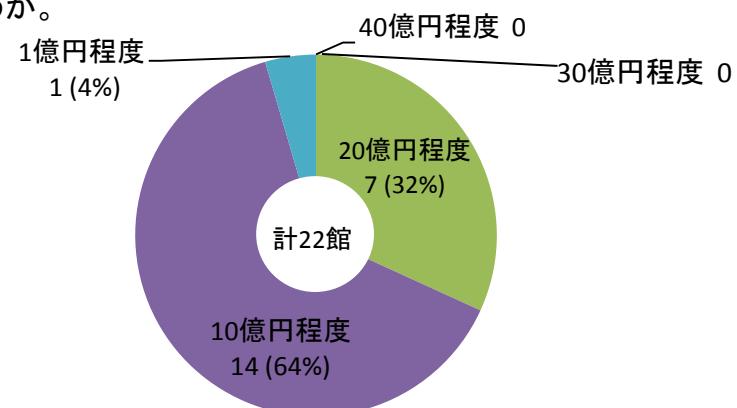
## 中・小規模展覧会の主催者の美術品補償制度へのニーズ②

- 通常損害に係る自己負担額である50億円が仮に引き下げられた場合、制度を利用したいと思う館が69%おり、そのうち10億円程度まで引き下げられれば制度を利用したいと思う館が64%いる。

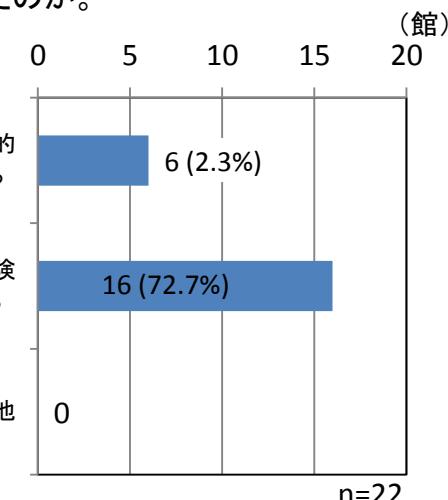
■50億円の自己負担額を引き下げた場合、美術品補償制度を利用したいと思うか。



■(「思う」と回答した者に対して)現行の50億円から引き下げる場合、どのくらいの額であれば制度を利用したいと思うか。



■なぜその引下げ額を選んだのか。



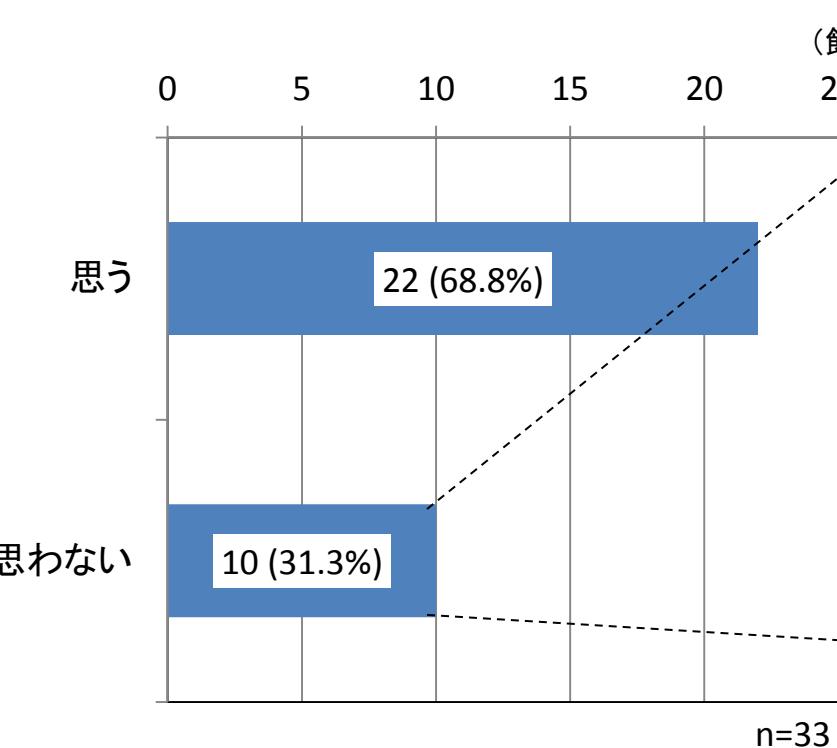
※ 全登録博物館・博物館相当施設(1,100館)及び主な新聞社・テレビ局等(27社)に対し、平成24年度～平成27年度における海外から美術品を借り受けて行う展覧会の件数及び金額について調査(計678館・社から回答(有効回答率60%)。調査期間:平成26年5月9日～5月23日)。

上記結果は、回答があった館・社のうち、作品総評価額が1億円以上50億円未満の展覧会を実施していると回答した71館に対して行った、海外美術品を主とした展覧会の開催に関するアンケート調査の結果(計32館から回答(有効回答率46%)。調査期間:平成26年7月25日～8月8日)。

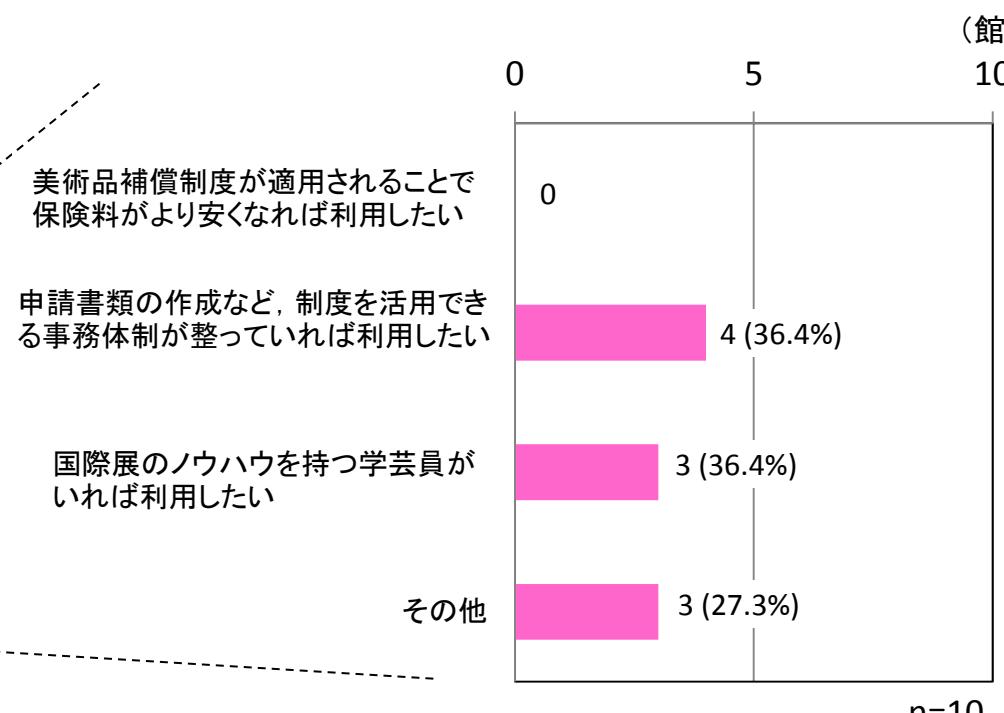
## 中・小規模展覧会の主催者の美術品補償制度へのニーズ③

- 通常損害に係る自己負担額である50億円が仮に引き下げられた場合、制度を利用したいと思う館が69%いる一方、引き下げられても利用したいと思わない館が31%いる。

■50億円の自己負担額を引き下げた場合、美術品補償制度を利用したいと思うか。



■(「思わない」と回答した者に対して)どのような条件があれば美術品補償制度を利用したいと思うか。

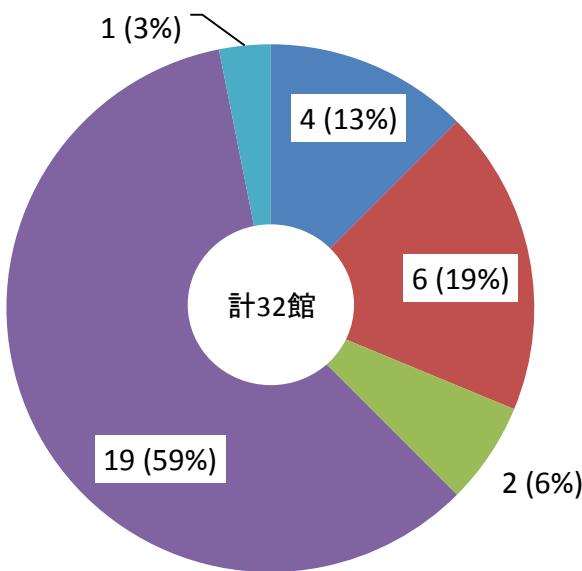


※ 全登録博物館・博物館相当施設(1,100館)及び主な新聞社・テレビ局等(27社)に対し、平成24年度～平成27年度における海外から美術品を借り受けて行う展覧会の件数及び金額について調査(計678館・社から回答(有効回答率60%)。調査期間:平成26年5月9日～5月23日)。上記結果は、回答があった館・社のうち、作品総評価額が1億円以上50億円未満の展覧会を実施している71館に対して行った、海外美術品を主とした展覧会の開催に関するアンケート調査の結果(計32館から回答(有効回答率46%)。調査期間:平成26年7月25日～8月8日)。

# 中・小規模展覧会の主催者における 海外から美術品を借り受けて行う展覧会の開催状況

- 海外から美術品を借り受けて中・小規模の展覧会を行う美術館・博物館等においては、海外から美術品を借り受けて行う展覧会(以下「国際展」という。)の開催にあたり、予算の確保が最も大きな課題。

## ■国際展を開催するにあたって最も大変なこと



■ 海外美術館等への出品交渉

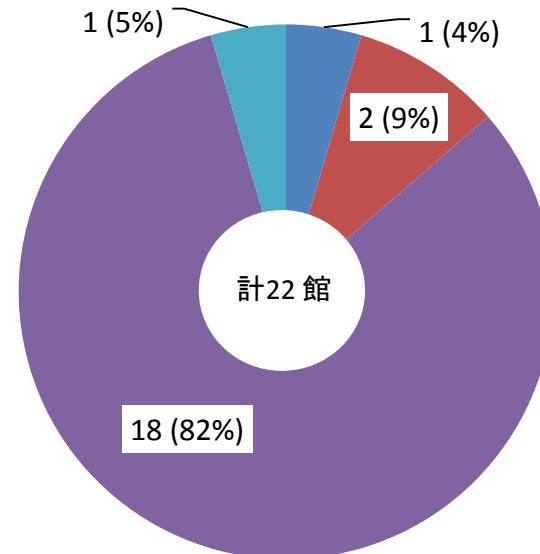
■ 海外美術館等との契約事務手続

■ 海外美術館等から借り受ける美術作品全般の適切な安全管理

■ 国際展に係る予算の確保

■ 共催又は協力機関の確保

## ■(10年前と比較して、国際展が「開催しにくくなっている」と回答した者に対して)その原因は何であると思うか。



■ 海外美術作品の評価額の高騰に伴う保険料の増大

■ 国際展のノウハウをもつ学芸員の不足

■ 国際展の予算不足

■ その他

※ 全登録博物館・博物館相当施設(1,100館)及び主な新聞社・テレビ局等(27社)に対し、平成24年度～平成27年度における海外から美術品を借り受けて行う展覧会の件数及び金額について調査(計678館・社から回答(有効回答率60%)。調査期間: 平成26年5月9日～5月23日)。上記結果は、回答があった館・社のうち、作品総評価額が1億円以上50億円未満の展覧会を実施していると回答した71館に対して行った、海外美術品を主とした展覧会の開催に関するアンケート調査の結果(計32館から回答(有効回答率46%)。調査期間: 平成26年7月25日～8月8日)。

# 海外美術館等への制度の適用状況①

## ○制度が適用できた美術館等（16カ国・地域、61館）

国・地域名	美術館等名
イギリス	11館（アーツ・カウンシル・コレクション・サウスバンク・センター、ヴィクトリア・アンド・アルバート博物館、グラスゴー大学付属ハンティアン・アートギャラリー、グラスゴー市議会、大英博物館、ハダースフィールド美術館、バーミンガム市立美術館、バーバー美術館（バーミンガム大学附属）、フィッツウィリアム美術館、マンチェスター美術館、ニュー・ウォーク博物館・美術館）
フランス	11館（オルセー美術館、カミュー・ピサロ美術館、グラネ美術館、ディエップ城美術博物館、バンベルク財団、バランシエンヌ市立美術館、パリ市立プティ・パレ美術館、フォール美術館、マルロー美術館、ルーアン市立美術館、ルーヴル美術館）
ドイツ	1館（シュツットガルト州立美術館）
スイス	1館（ラ・ショードフォン美術館）
スペイン	1館（プラド美術館）
ベルギー	1館（ゲント市立現代美術館）
デンマーク	1館（レイジアナ近代美術館）
フィンランド	1館（アテネウム美術館）
リヒテンシュタイン	1館（リヒテンシュタイン公爵家コレクション）
オランダ	1館（クレラー＝ミュラー美術館）
アメリカ	22館（アディソン美術館、イエール・ブリティッシュ・アート・センター、イエール大学美術館、インディアナ大学美術館、ウォーカー・アート・センター、ギルクリース美術館、クライスラー美術館、ケンパー現代美術館、コーコラン美術館、コロンバス美術館、シンシナティ美術館、デトロイト美術館、ニューブリテン美術館、ハマー美術館、ヒューストン美術館、フィラデルフィア美術館、ポロック・クラズナー財団、ポロック・クラズナー・ハウス・研究センター、メニル・コレクション、ランドルフ大学マイヤー美術館、ワシントンナショナルギャラリー、ワーズワース・アテネウム美術館）
ロシア	1館（トレチャコフ美術館）
イラン	1館（テヘラン現代美術館）
中国	3館（北京故宮博物院、中国文物交流中心、上海博物館）
台湾	2館（國立故宮博物院、ヤゲオ財団）
オーストラリア	2館（ヴィクトリア・ナショナル・ギャラリー、ニュー・サウス・ウェールズ美術館）

## 海外美術館等への制度の適用状況②

### ○制度が適用できなかった美術館等（6カ国、25館）

国名	美術館等名
イギリス	3館(ダリッチ美術館、テート、フランシス・ベーコン・エステート)
ドイツ	2館(ノルトライン=ウェストファーレン美術館、フランクフルト近代美術館)
スイス	4館(ダロス・コレクション、チューリヒ美術館、バイエラー財団、バーゼル市立美術館)
ハンガリー	1館(ブダペスト国立美術館)
アメリカ	14館(アメリカ議会図書館、オールブライト=ノックス美術館、シカゴ美術館、シカゴ現代美術館、スミソニアン・アメリカ美術館、ダラス美術館、ニューヨーク公共図書館、ニューヨーク近代美術館、ハーシュホーン博物館および彫刻ガーデン、フランセス・リーマン・ローブ・アート・センター、ブルックリン美術館、ホイットニー美術館、ボストン美術館、メトロポリタン美術館)
オーストラリア	1館(オーストラリア国立美術館)

(平成26年11月1日現在)

### ○制度が適用できなかった主な理由(海外美術館等が制度を受け入れない主な理由)

- ・通常自館で使用している民間保険会社又は保険ブローカーを使用したいため。
- ・裁判管轄地が、所有者の自国ではなく日本にあるため。
- ・所有者自身が補償契約の契約当事者となっていないため。
- ・補償契約の解除や補償金額の減額が、任意に行われることが不安なため。
- ・主催者側の行動が原因で補償契約の解除や補償金額の減額が行われることが納得できないため。

## 美術品補償制度を適用する際の保険料軽減のイメージ

- 一般的に、美術品補償制度の対象となる美術品の総評価額に占める自己負担額の割合が少ないほど、万一事故が起こった際、補償制度を適用しない場合に民間保険会社が負担する保険金額と、補償制度を適用する場合に民間保険会社が負担する保険金額との差額は大きくなることから、保険料の軽減効果は大きくなる。

